

令和7年第5回別府市農業委員会総会議事録

日時 令和7年5月2日(金)午後1時50分

場所 別府市役所 農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次第

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見について

議案第3号 非農地証明願について

報告第1号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について
農地届

(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

出席委員

農業委員 7名

1番 久保 賢一

2番 後藤 利夫

3番 彌田 和好

4番 齊藤 孝一

5番 久恒 美千代

6番 星野 賢一

7番 小畑 義宏

※ 番号は議席番号

出席職員

事務局長 岩男 涼子

局長補佐 中川 朋美

主任 高橋 恒太

開会13:50

(局長)

会議を始めるにあたり、お願い事項がございます。

総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りください。

また、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえご発言下さい。

やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。

それでは、ただいまより令和7年第5回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数は過半数を超えておりますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。それでは、会長お願いいたします。

(会長)

皆さんこんにちは。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。

今回もスムーズな進行を心がけてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

(議長)

それでは、議事に入ります。

本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議がないようでありますので、2番委員、3番委員をご指名いたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の審議に入ります。

議案の内容について事務局の説明を求めます。

(事務局)

はい、審議に入る前に議案の差替が一部ございます。今から審議される議案第1号番号1の区分が農振農用地区域外だったのですけれども、農振農用地区域内ですので差替の資料をお配りしております。すみませんが差替をお願いいたします。

それでは議案の2ページをお開きください。

議案第1号申請番号1 譲渡人は別府市の方、譲受人も別府市の方です。

譲渡人の職業は無職、譲受人の職業は作業療法士、区分は農振農用地区域内です。

申請の土地は、大字内成 地目 田 現況 畑 677 m²です。

申請の事由、譲渡人は、高齢のため耕作地を譲りたい、譲受人は副業として営農を行うため、というものです。

お配りしている総会議案資料をご覧ください。1ページから3ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。4ページが字図、5ページが航空地図、6ページが先日、2番委員と〇〇推進委員が現地確認した写真です。以上です。

(議長)

ただいま、議案第1号申請番号1について事務局の説明が終わりました。担当地区の2番委員から補足説明をお願いいたします。

(2番委員)

〇〇さんにつきましてはもう〇〇に住んでいなくて市内に住まいを移っております。今はもう空き家の状態で、土地、家屋、山林等を含めて売却したいという話でした。〇〇〇〇-〇については、〇〇さんたちの道路を挟んだ前の太陽の当たりやすい場所だと思います。〇〇さんについてはどの程度農業ができるのかはわかりませんが、土地がいい所なので期待したいと思います。

(議長)

ただいま、2番委員の補足説明が終わりました。議案第1号申請番号1について、ご意見等あれば、お受けいたします。

(各委員)

ありません。

(議長)

ご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第1号申請番号1について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第1号申請番号1については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第2号について、事務局の説明を求めます。
では、番号1について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見について」です。これは農地中間管理機構を通じて貸借するもので農業委員会の意見を求められているものです。

議案の3ページをお開きください。申請番号1についてです。

貸付人 別府市の方 借受人も別府市の方です。区分、農振農用区域内と農振農用区域外が混在しています。貸借権を設定する土地、大字東山、田、現況 田、669 m²のうち 430 m²ほか1筆 計 1,564 m²のうち 1,104 m²です。賃貸料はなし、借受後の経営作目 水稻、機構の借受期間は令和7年7月1日～令和12年6月30日までの5年間。借受人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地にかかる農業を担う者である、というものです。総会議案資料の7ページから8ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。9ページ上段が5番委員と〇〇推進委員・職務代理・〇〇推進委員が現地確認した写真です。

(議長)

ただいま、事務局の説明が終わりました。

それでは、担当地区の5番委員から補足説明をお願いします。

(5番委員)

先日東山地区の農業委員2名と推進委員2名で現地に行っております。申請地は〇〇〇地区の道路沿いです。貸し人の方は高齢で農業に従事できない、受人の方は申請地のそばに実家があって市街地から通いながら農業に従事するという事です。周りには本人の管理する農地が多数あって問題ないと考えます。

(議長)

職務代理補足があればお願いいたします。

(職務代理)

借受人の〇〇さんは別府市の認定農業者でありまして自分でも1.5haの田んぼを作っております。〇〇地区の担い手の高齢化するなか、自分でお米を一生懸命作っていて米作りの名人だと思うので大丈夫です。

(議長)

ただいま、5番委員と職務代理から補足説明がありました。議案第2号申請番号1について、何

かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)

ありません。

(議長)

特にご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第2号申請番号1について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第2号申請番号1については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、申請番号2について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

申請番号2についてです。議案の3ページをご覧ください。

貸貸人 長野県上田市の方 賃借人は別府市の方です。区分、農振農用地区域内です。貸借権を設定する土地、大字東山、田、現況 田、663 m²のうち 400 m²です。貸貸料は10a あたり7000 円、借受後の経営作目 水稻、機構の借受期間は令和7年7月 1 日～令和 12 年6月30 日までの5年間。賃借人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地にかかる農業を担う者である、というものです。総会議案資料の7ページから8ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。9ページ中段が5番委員と〇〇推進委員・職務代理・〇〇推進委員が現地確認した写真です。

(議長)

ただいま、事務局の説明が終わりました。

それでは、担当の5番委員から補足説明をお願いします。

(5番委員)

はい。ここは番号1と隣接している所で、道路沿いです。機械も入りやすいところで、借受人も1番と同じ方なので問題ないと思います。

(議長)

職務代理補足説明があればお願いいたします。

(職務代理)

借受人は1番と同じ方なので間違いないと思います。

(議長)

ただいま、5番委員、職務代理から補足説明がありました。

議案第2号申請番号2について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)

ありません。

(議長)

ご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第2号申請番号2について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第2号申請番号2については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、申請番号3について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

申請番号3についてです。議案の4ページをご覧ください。

貸付人 別府市の方 借受人は別府市の法人です。区分、農振農用地区域外です。貸借権を設定する土地、大字南畑、田、現況 田、1,130 m²です。賃貸料はなし、借受後の経営作目 ジャガイモ、機構の借受期間は令和7年7月1日～令和12年6月30日までの5年間。借受人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地にかかる農業を担う者である、というものです。総会議案資料の10ページから11ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。9ページ下段が7番委員と〇〇推進委員が現地確認した写真です。

(議長)

ただいま、事務局の説明が終わりました。

それでは、担当地区の7番委員から補足説明をお願いします。

(7番委員)

借主の〇〇さんは、1年以上前からこの土地を契約しているものと思っています。中間管理を通してなくて地域の〇〇さんと貸し借りをしていましたが、今回中間管理を通して正式に契約したものです。9ページの写真にあります。しっかり猪対策とか柵を作って畝も作って、ジャガイモを作っていました。問題ないと思います。

(議長)

ただいま、7番委員からの補足説明が終わりました。

議案第2号申請番号3について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)

ありません。

(議長)

ご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第2号申請番号3について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第2号申請番号3については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、申請番号4について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

申請番号4についてです。議案の4ページをご覧ください。

賃貸人 千葉県緑区の方 賃借人は別府市の法人です。区分、農振農用区域内、貸借権を設定する土地、大字東山、田、現況 田 1,813㎡のうち1,327㎡ほか1筆、計3,857㎡のうち2,827㎡です。賃貸料は10aあたり7000円、借受後の経営作目 水稻、機構の借受期間は令和7年7月1日～令和12年6月30日までの5年間。借受人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地にかかる農業を担う者である、です。総会議案資料の12ページから13ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。14ページが5番委員と〇〇推進委

員・職務代理・〇〇推進委員が現地確認した写真です。

(議長)

ただいま、申請番号4について事務局の説明が終わりました。5番委員に補足説明をお願いいたします。

(5番委員)

申請地は、〇〇〇公民館の近くです。賃貸人については、県外の方で農業に従事できないので引き続き〇〇〇〇へお願いしたいというものです。特に問題ないと思います。

(議長)

職務代理、補足があればお願いいたします。

(職務代理)

現地を4人で確認しまして、〇〇〇〇〇〇の立ち上げ当時から借りて稲を植えているところで問題ないと思います。今日から〇〇〇〇の稲を頑張って植えておりますので問題ないと思います。

(議長)

ただいま、5番委員、職務代理の補足説明が終わりました。申請番号4について、ご意見があれば、お受けいたします。

(6番委員)

すみません、議案の中身ではないのですが、千葉県緑区というのはこれは何々市があるのではないですか？

(事務局)

中間管理事業の申請書どおりに記載しております。

(6番委員)

よければ今後は確認をとってもらって、何々市が入っているなら引継ぎをしてもらえればと思います。

(議長)

事務局それでいいですか？

(事務局)

はい。申し訳ありません。

(議長)

ほかにご意見・ご質問は、ご意見ご質問はないようであります。

それでは、議案第2号申請番号4について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第2号申請番号4については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号「非農地証明願いについて」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第3号 申請番号1です。議案の5ページをご覧ください。

申請人 別府市の方 農業振興地域外、申請の土地 石垣西二丁目、畑、現況 宅地 52㎡
です。申請地の状況は宅地(庭の一部)、理由、昭和60年12月5日新築の木造かわらぶき2
階建ての居宅が建設され、平成17年1月20日増築した際に転用した、です。

総会資料をご覧ください。15ページが非農地証明願い、議案と重複するので説明は省略します。

16ページが位置図、ピンクのマークで印をつけているところが申請された筆です。17ページが
航空写真、赤の線で囲った部分が申請された筆です。18ページが3番委員、〇〇推進委員に現
地確認していただいた時の写真です。以上です。

(議長)

ただいま、議案第3号番号1について事務局の説明が終わりました。中部地区の3番委員から
補足説明をお願いします。

(3番委員)

先月、〇〇委員と私で現地を見に行きました。道路側は車が停められるようにアスファルト
を敷いていて、奥は庭になっていて農地とは認められないと思います。

(議長)

ただいま、3番委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号1について、ご意見等があれば
お受けいたします。

(各委員)

なし。

(議長)

特にご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第3号番号1について非農地判断することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議なしと認めます。

議案第3号 申請番号1番を許可することに決定いたしました。

続きまして、報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について」、(1)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届、1番から3番までについて、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

なし。

(議長)

特にご質問もないようであります。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

閉会 14時20分

上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議長 _____ 会長 _____

署名委員 _____ 2番委員 _____

署名委員 _____ 3番委員 _____

